

東北北海道整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成23年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C ※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	北海道川上郡標茶町	10	イ	①	2.25	(釧路川流域)
2	北海道空知郡奈井江町	50	ア	①	2.20	(石狩川流域)
3	岩手県二戸郡一戸町	19	イ	①②	2.13	(①馬淵川流域 ②一戸町上水道)
4	岩手県岩手郡岩手町	16	ア	①②	2.29	(①北上川流域 ②岩手町上水道)
5	岩手県陸前高田市横田町	22	イ	②	2.51	(金成簡易水道)
6	岩手県一関市	27	イ	①②	2.13	(①北上川流域 ②一関市厳美上水道)
7	岩手県九戸郡洋野町(九戸郡大野村)	24	イ	②	2.30	(久慈市上水道)
8	宮城県栗原市(栗原郡栗駒町)	13	ア	①②	2.27	(①北上川流域 ②栗駒ダム)
9	宮城県登米市津山町(登米郡津山町)	5	イ	①②	2.10	(①北上川流域 ②登米市黒沢簡易水道)
10	宮城県登米市津山町(登米郡津山町)	16	ア	①②	2.10	(①北上川流域 ②登米市黒沢簡易水道)
11	秋田県横手市	18	ア	①	2.56	(雄物川流域)
12	山形県西置賜郡飯豊町	7	イ	①	2.56	(最上川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。